

「合併協定書」項目9 一般職の職員の身分の取扱い

(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、国家公務員に準じることを基本とし、合併時に再編する。

なお、現職員については、現給を保障したうえで、合併後必要に応じて調整する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	人事

コード	分科会	事業	校番	事務事業名
	E-1-4	2.6	0	職員給料及び職員手当

各自治体の現況

1 一般職の職員の給料及び手当に関する状況

別紙参考資料のとおり

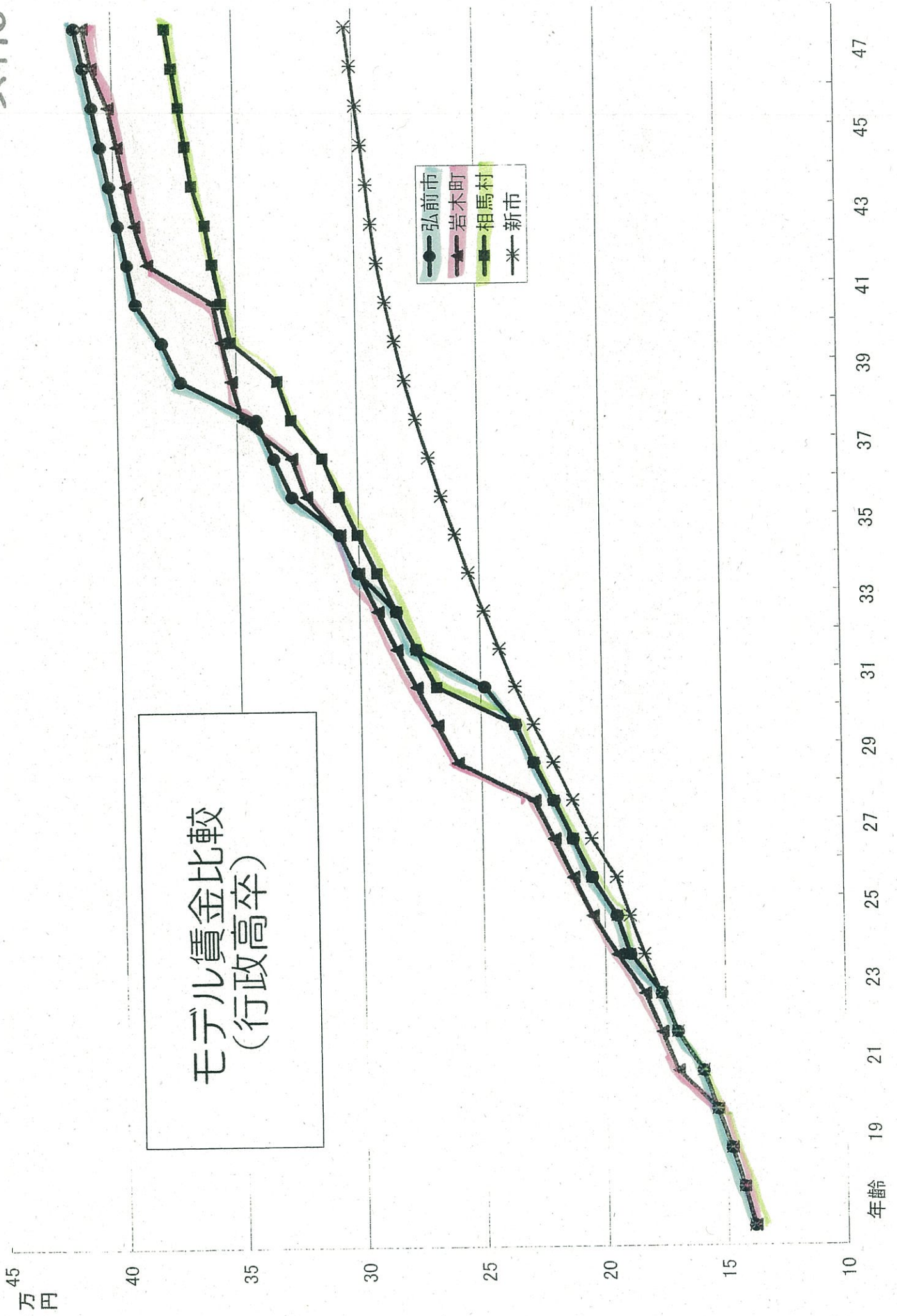
課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
現在適用されているそれぞれ異なる給与制度を調整・統一する必要がある。	<p>① [ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [ ] ( ) の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ [ ] ( ) の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [○] (合併時)に再編する。</p> <p>⑤ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ [ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ [ ] その他( )</p>	<p>給与については、住民の理解を得られる制度とすることとし、現行制度の中で改善が必要なものを見直しを進める等して、国家公務員に準じることを基本として、合併時に再編する。</p> <p>なお、現職員の現給を保障したうえで、新市の標準的な給与モデルと比較して、較差の大きい職員等について、合併後必要に応じて調整を図る。</p> <p>(再編内容の調整結果)</p> <p>別紙参考資料の新市欄のとおり</p>

(平成17年4月1日現在)

職員給料の現況						
区分	弘前市	岩木町	相馬村			
ラスパイルス指数 (一般行政職)						
(説明) 地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、職種ごとに学歴別・経年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものである	15年度	101.0	96.9	93.9		
	16年度	98.7	94.6	92.3		
平均給料月額及び平均年齢 (一般行政職)						
平均給料月額 (百円単位未満四捨五入)	347,700円	339,900円	335,700円			
平均年齢	42歳 2月	42歳 11月	43歳 9月			
初任給基準 (一般行政職)						
大学卒	2級2号給	170,700円	2級2号給	170,700円	1級7号給	160,200円
短大卒	—	—	1級5号給	148,500円	1級5号給	148,500円
高校卒	1級3号給	138,800円	1級3号給	138,800円	1級3号給	138,800円



新市
<p>○原則として、引き続き現在の給料に格付けする</p> <p>○合併前日における現給を保障する</p> <p>○初任給基準については、国家公務員に準じて統一する</p> <p>○新市の給与制度に基づき標準モデルを作成する</p> <p>○合併前から引き続き在職する職員の給与について、新市の給与制度との比較・調査を行い、必要に応じて調整を図る</p>



資料4

